

第3回漁業技能実習事業協議会 (議事要旨)

1. 日 時：令和元年7月30日(火) 16:10~17:10

2. 場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室

3. 出席者：

【監理団体・実習実施者の関係者】

一般社団法人 大日本水産会 常務理事	小林 憲
一般社団法人 全国近海かつお・まぐろ漁業協会 指導部長	森岡 聡
全国漁業協同組合連合会 参事	檜垣 浩輔
全国金目鯛底はえ縄漁業者協会 会長代理	宇都宮健悟
一般社団法人 全国いか釣り漁業協会 専務理事	中津 達也
海士町 主査	磯谷 光司
一般社団法人 全国まき網漁業協会 専務理事	武井 篤
一般社団法人 全国底曳網漁業連合会 業務課長	筆谷 拓郎
全国かじき等流し網漁業協議会 会長	井上 幸宣
一般社団法人 日本定置漁業協会 専務理事	玉置 泰司

【技能実習生の関係者】

全日本海員組合 水産局長	高橋 健二
--------------	-------

【事業所管省庁】

水産庁 漁政部 企画課 課長	保科 太志
資源管理部 管理調整課 首席漁業調整官	阿部 智
資源管理部 国際課 かつお・まぐろ漁業企画官	笠原 光仁
増殖推進部 栽培養殖課 課長	藤田 仁司
農林水産省 経営局 就農・女性課 課長	横田 美香

【オブザーバー】

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 研修審査係長	前多 環
厚生労働省 人材開発統括官海外人材育成担当参事官室 室長補佐	島崎 裕希
国土交通省 海事局 船員政策課 専門官	榎本 典央
外国人技能実習機構 総務部 部長	奥村 英輝
公益財団法人 国際研修協力機構 申請支援部 部長	妹川 光敏
一般社団法人 全国海水養魚協会 専務理事	中平 博史

【事務局】

水産庁 漁政部 企画課 課長補佐	鈴木 岳明
一般社団法人 大日本水産会 事業部長	木上 正士

4. 議事要旨：

議題1. 技能実習制度の実施状況に関する情報共有（報告）

（実習生数の推移）

事務局より資料1「漁業における技能実習生の状況」について説明があった。特段の質疑応答及び意見はなかった。

（移行対象職種・作業の追加の検討状況）

（一社）大日本水産会より資料2「棒受網作業追加に係る申請手続きスケジュール」及びについて、（一社）全国海水養魚協会より資料3「海面魚類養殖作業追加に係る申請手続きスケジュール」移行対象職種・作業の追加の検討状況（資料2及び3）について報告それぞれ説明があった。特段の質疑応答及び意見はなかった。

（優良事例の共有）

事務局より資料4「外国人技能実習生受け入れの優良事例」について説明があった。特段の質疑応答及び意見はなかった。

（複数作業に係る実習の適正な実施体制の確認）

事務局より資料5「複数作業の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を適正に実施する体制」について説明があった。

主な質疑応答及び意見は次のとおり。

- 複数作業というのは兼業のことなのか。例えば、刺し網漁業とさんまであっても兼業は認められるのか。
→全国団体等を通じて、現場においてこういう複数作業の技能実習をやりたいということ要望していただいて、協議会で認められれば可能である。

議題2. 技能実習生の待遇について講じる措置（改正）

事務局より資料6「漁船漁業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等（改正案）」及び資料7「養殖業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等（改正案）」について説明があり、提案のとおり協議が調った（漁業技能実習事業協議会決定第2号及び第3号）。

主な質疑応答及び意見は次のとおり。

- 第5条第1項で労働組合の基準を定めているが、ここに掲げる基準は結構厳しいのではないか。全日本海員組合の他にも想定されている労働組合があるのか。また、第5条第2項の趣旨はどういったものなのか。
→具体的に想定している他の労働組合があるわけではないが、訪問活動や相談窓口の設置など、適正な技能実習を実施する観点から必要と考えられるものを列記しているもので、厳しい基準とは考えていない。また、第2項の趣旨は、訪問活動などで不適正な事案に関する情報を掴んだ場合には、地域監理委員会が是正措置

を講じられるように通知をしていただきたいというものであり、労働組合に何らかの義務を課すものではない。

- 協議会で確認した労働組合とあるが、選定プロセスはどのようになるのか。また、審査委員会の構成員はどのように想定しているのか。第5条第1項の基準を満たさない労働組合は、協議会の構成員から外れることになるのか。選定プロセスは透明性が重要である。

→加入を希望する労働組合には、まず参加の意思と、第5条第1項の基準を満たしていることをご説明いただくことになるだろう。審査委員会については、具体的な参加申請があるのかもまだ分からないため、常設にはなっていないが、委員は公平中立な立場である必要がある。協議会において基準を満たさないと判断された労働組合が構成員になれない又は外れることは十分あり得る。

- 技能実習生が労働組合への加入を望まない場合や他の労働組合に移りたいといった場合の取扱いはどうなるのか。技能実習生が加入した労働組合が協議会への参加を認められない場合、技能実習が継続できなくなるといったことにならないか。

→労働組合へ加入について、日本入国前に監理団体を通じて説明を行っているが、これまで加入を望まない等の事例が生じたことはない。今回の改正は、労働組合の選択の幅を広げるために行うものであり、実習生が加入を望む労働組合があれば、その労働組合に協議会に参加してもらうことが望ましい。

- 労働組合と事前に待遇を協議しなければならないことと、技能実習生が労働組合に加入しなければならないことは関連しているのか。

→労働組合への加入を義務づけているわけではなく、脱退した場合の規程もないが、実態として、労働組合に加入することで労使間の協議の結果が効力を持つかたちになっている。

- 技能実習生の保護のために労働組合が関与する現行のスキーム自体は否定しないが、他方で技能実習生が労働組合に入らない自由もあるはずであり、労働組合に加入しない、あるいは脱退したことを理由に技能実習の世界から排除されてしまうことがないかとの懸念がある。

→業界が発展するためには、何らかのかたちで技能実習生を保護していくことが必要と考える。漁業分野においては、労働組合が参画することでバランスよく制度が運用されてきたものと理解している。

→洋上で行われる漁業については、入国管理局の職員が実習の現場を確認できないということで、当初、技能実習が認められなかった。このため、技能実習の適正な実施、技能実習生の保護を図る観点から労働組合に参画いただき、また、地方公共団体が実施するパイロット事業のかたちをとることで、平成7年に認められた経緯がある。その後、平成22年にパイロット事業が外れ漁協が監理する体制に移行し、また、養殖業においても技能実習が認められるに至った。技能実習に労働組合を参画させることについては、相手国にもきちんと説明をしてきている。これまでも、実習実施者が廃業した場合には受け皿を変えるといった対応をしてきたこともあるので、労働組合を変えるという対応もできるのではないか。

→ミャンマーの送出機関から技能実習生の権利を守る体制はどうなっているのか聞かれたことがあるが、労働組合が関与する体制となっていることを説明したところ、気持ちよく送り出すことができ、また、技能実習生からも安心できるとの評価をいただいた。

→今回の改正は、労働組合の選択の幅を広げるために行うものである。今後、入国前は納得していたが、入国後に別の労働組合を選択することも出てくるだろう。技能実習生が労働組合の選択を理由に不利益を被らないようにしていくことは必要と考える。ただ、技能実習生本人の意向が反映されていない場合もあり得るので、その辺はしっかりと見て運用していくことが必要であろう。

議題3．漁業技能実習事業協議会組織運営要領（改正）

事務局より資料9「漁業技能実習協議会組織運営要領（改正案）」について説明があった。質疑応答及び意見は特段なく、提案のとおり協議が調った（漁業技能実習事業協議会決定第1号）。

議題4．その他

特段の議論はなかった。

以上